

様式 4

南相馬市監査委員公表第 3 号

令和 6 年 6 月 2 5 日付け南相馬市監査委員公表第 2 号で公表した監査結果報告について、地方自治法第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき南相馬市長から令和 6 年 7 月 1 9 日付け 6 財第 3 5 5 号により措置の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表します。

令和 6 年 8 月 1 日

南相馬市監査委員 大 谷 嘉 洋

南相馬市監査委員 細 田 廣

様式2

監 査 結 果 に 係 る 措 置 通 知 書

文化財課	
監 査 結 果 (指 摘 事 項)	改 善 措 置
1 契約事務 競争性のある契約内容にもかかわらず、入札を行っていないかったもの 「博物館特殊建築物定期調査報告業務委託」については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適さないもの)を理由として随意契約を行っていますが、3社から見積もりを徴取していること、他課で行われている同様の「特殊建築物定期調査報告業務」については入札を実施していることから客観的にみて「その性質または目的が競争入札に適さない」とまでは言えないと解します。 今後は競争入札が原則であることを改めて認識し、公平性・経済性を確保しながら、市民に説明責任を果たすような随意契約理由であるかを十分に精査の上、契約事務を行ってください。	「博物館特殊建築物定期調査報告業務委託」については、博物館の建築業者であることをもって、「その性質または目的が競争入札に適さない」ものとし随意契約としたが、今後は、施設等管理運営委託の発注及び契約にあたっては、地方自治法施行令及び南相馬市財務規則の趣旨を十分理解し、競争入札が原則であることを改めて認識し、公平性・経済性を確保しながら、市民に説明責任を果たすような契約理由であるかを十分に精査の上、契約事務を執行します。